

特殊の民族を中心とし、特定の國家を絶対とするが故に、必然的に他の特殊・全體主義とも對立することとならざるを得ない。世に絶対なものとはあり得ない以上、自己を絶対とする國家は、かならず他の國家を自己よりも低い價值のものとし、それを自己の目的の手段として利用しようとするに相違ない。その必然の歸結は、全體主義國家相互の間の衝突である。それにもかかわらず、全體主義の國家が他の全體主義國家と結んで、いわゆる「樞軸」を形づくつたのは、いうまでもなく、民主主義の諸國家に對して攻撃を加えるための、單なる方便にすぎない。

かような全體主義國家群の共同攻撃を受けた國々は、いきおい國家の力を一層強化して、この攻撃を阻止し、すすんでこれを粉碎する體制を整えざるを得ないこととなつた。かくて、個人主義の世界觀を基調とする國々も、高度化された國家主義の形態に推移することを餘儀なくされ、もともと國家主義であつた國々は、いわゆる「極端な國家主義」(ultranationalism)にまで奔騰した。ただ、個人主義に立脚する國家主義は、いかに國家の價值を積極的に肯定するようになつても、その根本の態度においては、人間の個人としての生活を尊重するという本

義を堅持しているのに反して、最初から團體主義を基調とする國家主義は、ますます以て國家のために個人の生活を犠牲とすることを厭わない。前者の場合には、戦争の危機に備えるためにいかに政府主腦部の執行權を強化することがあつても、その臨戦政治體制の根據を國民の總意に置くという建前を堅持して變らないのに對して、後者は、危機の切迫を名として民主主義の根柢を破壊し、國民多數の聲を封じて完全な獨裁政治を強行するにいたつた。故に、民主主義の國家と反民主主義の國家とは、同じく戦争の必要に備えて外觀上かなりに近似した政治形態を採るにいたつても、その根本においては遂に妥協を許さぬ世界觀の對立に立脚する。その結果は、遂にあらゆる力を傾注して雌雄を決する未曾有の大戦争となつて爆發するにいたつたのである。

この戦争がいかなる規模を以て戦われ、いかなる過程を経て民主主義國家群の完勝に歸したかは、もとよりここに改めて述べる必要はない。この勝敗の決は、特殊・全體主義のかかげる力の哲學を完膚なきまでに崩壊せしめた。その點では、新らしい時代は普遍・個人主義の飛躍的な向上を豫想せしめる。

しかし、戦争に備えるために強行された民主主義諸國家の國家主義體制は、戦争の終結ともたただちに解消されてしまうものとは思われない。しかも、戦後における人類全體の最大の關心事たる平和の基礎の確立という仕事は、一般に國家を弱體化せしめることによつてではなく、むしろ逆に、強大な國家の實力を背景としてはじめて有効に遂行され得るであろう。その意味からいつても、今後の國際平和政策の進展が國家主義の目に見えるような退潮と平行して行われるであろうと期待するのは、單純な觀念論にすぎないという誹りを免れない。故に、國家主義の大幅の退潮を前提とする世界國家論は、世界史の現段階においては、なお現實から遊離した抽象論であるといわざるを得ない。逆にいうならば、今後の世界構造を規定する現實的な鍵は、普遍主義と國家主義との妥協の上に成立する國際民主主義に求める外はないといわなければならない。

三

國際民主主義は、もとより特殊・團體主義とは反對の立場であるが、さりとて、それは決して單純な普遍・個人主義を據りどころとするものでもない。普遍・個人主義を貫くならば、主

權國家の枠を外す世界國家の建設が唯一の論理的な歸結となつて來なければならぬ。しかるに、現實の國際政治の指導原理たる國際民主主義は、世界國家を志向するものとはいひ得ない。なぜならば、それは主權國家の平等の原則を認め、世界をば多數の主權國家間の合意を基礎とする「國際社會」として規律して行こうとしているからである。

しかしながら、國際民主主義が實現しようとする國際法秩序の確立という目的から見れば、國家の主權というものをいかに處理するかは、きわめて重大な問題となる。何となれば、主權を以て國家意志の最高性・不羈獨立性を意味するものとすれば、國際法はいつ國家の主權意志によつて蹂躪されるか測り知り得ないという危険にさらされるからである。しかし、さればといつて、國家の主權を否定することは、國際政治の現實から遊離した世界國家または世界聯邦の構想が、そのまま現實的であると考えることを意味するであろう。そこで、國際政治の上に國際民主主義を正しく位置づけるためには、國際法上の國家主權概念をめぐる問題の葛藤をときほぐして行くことが必要となる。そうして、この場合にも個人主義と團體主義との間の

世界觀的な對立が、反撥する兩極の力として強く作用していることが知られるであろう。

前に述べたように、個人主義の世界觀は、人間存在の價値の重點を個人に置く。したがつて、その立場は、國家を肯定はするが、個人の利益の保護者たる手段價値としてのみこれを肯定する。しかし、その反面、國民の福祉をできるだけ高い水準において維持するためには、國力の伸展を圖り、國富の増進に力める必要が生ずる。特に、とめ度もなく利潤を追求する資本主義經濟は、國家の力を利用して、國境の外に資源を漁り、廣く世界に市場を開拓することを求めてやまない。元來は個人主義の世界觀を基調とする先進資本主義の國々が、まず競つて富國強兵策を採り、後進資本主義の國々もまたそのひそみに倣い、そこに展開された激しい植民地爭奪戰をめぐつて、個人主義と國家主義との吳越同舟のごとき奇妙な組み合せを示したのは、正にそうした事情によるのである。

ところで、並び存する多數の國々が、かぎりある地表の上に互にその勢力を伸張し、既得の利權を他國の蠶食から守ろうとひしめき合う結果は、武力に訴えて自己の利慾を貫こうとする戰爭にまで發展することを免れない。戰爭は、一つの國家が他の國家の上に優越しようとする

露骨な實力の衝突である。これに勝つた國は、その結果として大きな利權を得る場合もあるが、勝利のために戰爭の危険を冒す者は、二分の一の公算において敗北の悲運を喫することを覺悟しなければならぬ。諸國家がその打算の故にあえて武力行動に訴えることを差しひかえているのは、平和の状態である。その打算にもかかわらず、勝利の公算を目あてに危険な骰子をふる國があれば、現實の戰爭が起る。しかし、戰爭はもとより永續する状態ではない。勝敗の決が定まり、もしくは國々が共に戦いに疲れば、やがては平和の關係に立ち戻る。しかも、平和の關係に立ち戻り、退いて守る立場に復歸しても、各の國家は、その捷ち獲たところの、もしくはその残されたところの利權が、他の國家によつて侵害されることを斷じて許すまいとする。近世の國際政治史は、そうした戰爭と平和の交替のくりかえしであつた。そうして、かような戰爭と平和の交替の間に、次第に近代國家の繩張りが定まり、その繩張りの中での自國の力の排他的支配の主張と、その繩張りの外での他國の力の支配の承認とが並び存するにいたつた。それが國家の主權であり、主權國家相互の間の他の國家の主權の承認に外ならない。

それであるから、個人主義は、その純粹のイデオロギイ的性格のみからいえば、國家の垣根

を乗り越えた普遍・人類主義にまで發展する必然性を有するにもかかわらず、個人の利益を擁護・促進する手段として國家の力に頼らざるを得ないために、次第に國家主義の比重を増大せしめ、逆に普遍・人類主義の實現を妨げるという結果をもたらしたのである。さような國家主義の比重増加の法的表現が、國家主權の主張である。

けれども、強大な實力によつて廣汎な勢力範圍を確立してしまつた國家にとつては、法を破る可能性を孕む國家主權の強い主張は、自國にとつては不必要であり、他國に許しては危険である。そこで、そういう國家においては、國家の主權の上に國際法の權威を卓越せしめ、既成の國際秩序の安定を圖ろうとする思想が勢力を占めて來る。それは、いかえれば、普遍・人類主義の復興である。そうして、自己の主權の主張によつて何ものをも得る見込みのない群小國家が、この動向に追隨する。これに反して、要すれば既成の秩序を破つてもその利權の擴張を圖ろうとする國々は、國家主權の權威を國際法の上に置き、その自信と自負の上に自國家中心の世界構造の夢を描こうとする。それは、とりもなおさず、いわゆる「極端な國家主義」にまで高められた團體主義の擡頭に外ならない。國際法上の國家主權の問題は、かくして、國

際法か國家主權かという二者擇一の矛盾關係にまで尖鋭化して來る。

確かに、純粹に論理的につきつめて考えるならば、國家の主權性と國際法とは互に相容れ得ない矛盾概念であるといわなければならないであろう。なぜならば、もしも主權の概念をば國家意志の最高性もしくは國家權力の絕對性を意味するものと解するならば、最高なものは規律せられ得ず、絕對なものは拘束されることがない筈であるから、國際法による國家意志の拘束は否定されなければならない。それは、いかえれば、國際法の否定に外ならない。これに反して、國際法を認め、國際法による國家意志の拘束を肯定するならば、それにもかかわらず國家意志が最高・絕對であるとはい得ないことになる。それは、いかえれば國家主權の否定である。かくて、國家と國際法との關係は、國家主權を認めて國際法を否定するか、しからずんば、國際法を認めて國家主權を否定するか、そのいずれか一つでなければならぬというディレンマに陥らざるを得ない。

このディレンマを正面から取り上げて、これに透徹した法論理的な構成を與えたのは、ケルゼンの純粹法學である。

ケルゼンによると、法學の對象としての國家は、一つの統一的な法規範の體系に外ならない。この、國家という法規範の體系の中心には、すべての國法規範を生み出す法創造の淵源がなければならぬ。それは、「根本規範」であり、「始源規範」である。かように、すべての法規範の創造の根源となる根本規範が、一つの國家に固有のものであつて、それ以上の法定立の權威をもたぬと考えられる場合には、そこに國家の主權があるといわれる。しかるに、法的思惟は、すべての法現象をば單元的に統一された法世界として把握することを求める。したがつて、もしも一つの國家の中に最高の——主權的な——法定立の淵源があるということになれば、その國家の法規がすべてこの淵源から派生したものであるのはもとよりのこと、他の國々の法も、更にまた國家と國家との關係を規律する國際法も、ことごとくその國家の根本規範の委任を受け、それによつて法と認められたかぎりにおいてのみ法たる效力をもつものと見做される。それは、自國家法を中心とする一切の法秩序の單元的構成の理論であり、國際法に對する國內法優位の法思想に外ならない。これに反して、もしも國家の法の淵源はそれ以上に遡ることのできぬ最高性をもつものではなく、國家を超越する法定立の唯一・最高の根源から派生したものでなければならぬ。

であるとするならば、國際法こそすべての法規範を包括する單一の全體法秩序であり、一つの國法體系は、この全體法秩序の部分的秩序にすぎないということになる。それは、國際法優位の單元的法理論構成であつて、この理論の下においては、もとより國家の主權性は否定されなければならない。

ケルゼンは、かような二つの法理論構成の類型を對立せしめた上で、そのいずれの一つを選ぶかは、結局は世界觀的な立場の問題であると説いた。すなわち、主觀主義の立場を採れば、國內法優位の理論が選ばれ、外國法も國際法も、自國家法がこれを法として認証しているが故にのみ法たる效力をもつものとなり、つまりは國際法の「國際法」としての性格が否定されることになる。これに反して、客觀主義の世界觀に立脚すれば、國際法の國家に對する優越が基礎づけられ、國家の主權は國際法と矛盾する概念として排斥されることになるのである。

(Kelsen: Das Problem der Souveränität und die Theorie des Völkerrechts, S. 314 ff.)

ケルゼンによつて描き出されたこれら二つの法的世界像は、法の論理を純粹に展開せしめて得られた理念型であつて、そのいずれによつても實在する國際法と國內法の關係をありのまま

に説明することはできない。しかし、それだけにまた、両者は、国際法および國家主權の問題に對する二つのつきつめた「理論」の對立を、誇張された鮮かさを以て圖式化しているとい得るであらう。

その中で、國內法優位の理論構成を代表する古典的な學説は、ヘーゲルの國家絶對主義の主張である。

ヘーゲルによれば、法の理念は自由であり、自由の理念を完全に實現しているものは、國家の普遍意志である。故に、國家の普遍意志は法の最高の段階である。國家の意志が法の最高段階であるというのは、國家を越えた國際社會には、もはや眞の意味での法はないということに外ならない。國家意志が法の理念たる自由を完全に實現しているというのは、國家よりも高い立場にあつて、國家の自由を拘束する規律はあり得ないということの意味する。そこから必然的に出て來るものは、國際法の否定である。だから、かれは、法をばすべて「國家の法」という單一範疇の中に包括した。その中で、國內の組織を定めているいわゆる國內法は「內的國法」(inneres Staatsrecht)である。これに對して、國家間の約定のように、普通に人が國際法

と呼んでいるものは、對外關係に關する國家の法、すなわち「外的國法」(äußeres Staatsrecht)である。國際法は外的國法であり、外的國法も國家の法の一種に外ならないのであるから、それは國家意志そのものの現れであつて、國家意志を規律する規範ではない。いいかえるならば、それは、國家がこれを認め、これに準據して行動する意志をもっているかぎりにおいてのみ、法として行われるものであるにすぎない。國家間の約定といえども、一つの國家がこれに従う意志をもたないならば、もはや法ではなくなる。對手國に約定を守ることが要求する國家にとつては、その約定は法であるが、約定を無視しようとする國家から見れば、その約定を破ることが法である。なぜならば、國家の意志は最高度に實現された自由であり、法を守るも破るも、その意のままではなければならないからである (Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, § 330 ff.)。

かような考え方から導かれる歸結は、戦争不可避論であり、戦争肯定論である。もしも國家間に國家の意志を拘束する客觀的な法がなく、國家の間に成立した取り決めも、國家がこれを守る意志がある間だけ效力をもつにすぎないとすれば、國際紛争の絶えることはないであらう。

しかも、國家間に紛争が起つた場合には、國家以上の客觀的な立場からこれを裁く裁判官は存在しないのである。あるのはただ、仲裁に乗り出そうとする第三國であるにすぎない。しかし、第三國が仲裁に乗り出すのもその國家の意志によるのであり、その仲裁にしたがうのもしたがわぬのも、紛争當事國の自由であるならば、その調停が成り立つという必然性はあり得ない。調停が成立せず、紛争當事國はそれぞれその主張を貫こうとすれば、その結果は戦争あるのみである。カントは、世界平和の基礎を確立するために、國際聯盟を組織するという提案を試みた。しかし、國際聯盟も諸國家間の約定によつて成り立つものであり、聯盟に加入するのも、聯盟から脱退するのも、聯盟の規定を守るのも、破るのも、結局は各國家の自由意志によるものである以上、それによつて戦争を防止し得ると考えるのは、一つの空想でしかあり得ない。かくて、戦争は不可避である。むしろ、「世界理性」は、必然的な戦争を通じて、最も力強く逞しい國家とそうでない國家とをふるい分け、この選ばれた國家に交替して世界史を運載するという使命を負荷し、それによつて永遠の自己實現の歩みをつずけて行くのである。ヘゲルは、かようにして國際法を否定し、戦争は避けられ得ないという現實をば、そのままに理性的なも

のであるとして説いた（ヘゲル・前掲書、三三三節以下）。

しかしながら、戦争を肯定するヘゲルの理性は、ヘゲルの理性であつて、人類の理性ではない。人類の理性は、いつになつても戦争が絶えないという現實にかかわらず、平和の確立を希求する。否、戦争の規模がますます擴大され、その慘禍がいよいよ測り知れないものとなつて行けば行くだけ、それだけ強く、それだけ高く平和の理念をかかげる。平和の理念を國際政治の指導理念とする立場からいふならば、國家の上に立つて國家の行動を規律するところの法秩序が基礎づけられなければならない。いかに強大な國家の恣意によつても破るべからざる國際法の權威を確立しなければならない。ところで、國際法をば國家の恣意によつて左右することのできない權威ある法秩序たらしめるためには、國家意志の最高性・絶對性を否定しなければならぬ。いいかえれば、國家の主權性を否定しなければならぬ。人間の理性は、永久平和の理念を定立する。しかるに、平和の確立の根本前提はゆらぎない國際法秩序の建設である。そうして、國際法の建設に際して、まず取除かれなければならない障害物は、國家の主權概念である。客觀主義の世界觀によつて國際法を統一的な法秩序と見ようとするかぎり、國家の主

権性の否定に到達しなければならぬと説いたケルゼンの法論理は「論理」としては正に理の當然であるといわなければならないであろう。

四

しかしながら、ケルゼンのように国際法優位の單元法秩序を論理的につきつめて構成して見たところで、それによつて權威ある国際法が「實定法秩序」として確立されたことにはならない。

法は規範である。規範としての法は、行われなければならないという要求をもつ。それが、法の規範論理的な「妥當性」である。すでに国際法が國家間の關係を規律する規範である以上、それは、國家の意志の如何にかかわらず妥當するものでなければならぬ。國家が條約を無視し、侵略行動に出でようとしても、そういう行動は許され得ないというところに国際法の妥當性がある。妥當する国際法は、國家の意志を規範論理的に拘束する。国際法によつて拘束された國家の意志は、もはや最高・絶對ではない。故に、國家の主權性は、妥當する国際法の下に

おいては規範論理的に否定される。かように説くのは、規範論理としては誠に首尾一貫した主張である。

けれども、それは、規範論理としての整合性を備えた国際法理論たるにとどまつて、實定的な国際法がその通りに動くという保障にはならない。法は妥當性を備えているばかりでなく、同時に「實効性」を發揮しなければならぬ。實効性のない法は、不法行為によつて繁履のよりに破られる。實効性をもたない国際法は、机上の空文である。国際法をば平和の堅固な防壁として築造するための先決問題は、國家主權を規範論理的に否定することではなく、国際法の實効性を何によつて裏打ちするかということではなければならない。

それでは、法の實効性は何によつて裏打ちされるか。規範としての法が、現實に的確に行われるという保障は、そもそもどこに求められ得るか。

法は、規範として行われなければならないが故に行われるのではなく、規範を破ることを許さない力があることによつて、はじめて實定法としての效力を發揮するのである。故に、法の實効性の根源は「實力」である。その實力が法によつて權限を與えられているという意味から

いえば、それは「権力」である。國家内部の法は、國家の権力によつて有効に行われる。責任を追求し、不法を救済し、犯罪を處罰する権力があつて、それがいつ何時でも法の規定する通りに發動するという保障があればこそ、國內生活の平和と秩序が保たれる。それでは、國際法は、それと同じような権力の裏打ちを、何に、何處に求めることができるであろうか。

この問題に對する解答は、「現實的」に與えられなければならない。なぜならば、觀念の世界においていかに國際社會の権力中樞を探し求め、もしくは、人間の頭の中に國際社會の権力組織を構想して見ても、紙に描かれた仁王は現實の世界平和の門を守る番人とはならないからである。そこで、法を執行するに足りるべきレディ・メイドの力を求めるならば、國際法の世界でもそれは國家の實力以外にはあり得ない。國家の力は、これまでは、往々にして國際法を破る兇暴な狼として怖れられた。これを法の檻の中に封じ込めようとするのは、國家主權否定論の動向である。しかし、狼の猛威を封ずる國際法の作用を實効力あるものたらしめるためには、ひるがえつて、やはり國家の力を頼りとしなければならない。國際法は、國家の上にあつてその行動を規律すべき規範でありながら、しかも、その**實効性の根據は、これを國家の實力に仰**

がなければならぬのである。

これは、もとより、誠に危険な力の轉用である。國家の力に對して不信任を抱く立場から見れば、それは、狼をして群羊の番をさせるにひとしいことになるであろう。事實また、從來の國際法でも、法の執行は主として國家の實力行動に委ねられていた。條約に違反した國家に報いるに、それと同じ程度の條約違反行爲を以てする「復仇」、もしくは、不法な侵略行爲に對して反撃を加える「戰爭」は、國際不法行爲に對する制裁として意義づけられ、したがつて、その本來もつ不法性が阻却されるというのが、これまでの國際法學の通説であつた。しかし、國家の實力によつてその國家の國際法上の權利を擁護せしめるというのは、國際法が、國家發達以前の中央集權の確立されていない未開社會の法秩序と同じ段階にとどまつてゐることを意味する。未開社會でもまた、不法の侵害に對して法を守る手段は、被害者が加害者に加える復讐のような私力救済以外には存在しなかつたのである。けれども、さような私力救済の制度においては、各の法主體の行ふ實力行動が、はたして法の執行なのか。あるいは、それ自身が不法の侵害行爲であるのかのけじめを立てることが、きわめて困難である。殊に、國家の行ふ實力

行動にいたつては、自衛か侵略か、適法か不法かの鑑別は、ほとんど不可能である場合が多い。少くとも、いままでの国際法は、そういう状態に低迷していた。武力を以て強引な政策を貫こうとする國家は、そこを利用して被害妄想狂のように自衛の必要を誇張し、本質的な不法にさえ法の粉飾を施そうとしてはばからなかつたのである。

ここで、人は、ふたたび世界國家の思想に立ち戻らうとする強い關心を抱くであろう。

これまでの国際法が頼りにならなかつたのは、法の下に秩序を守つて行動すべき一般の法主體と、特に法の執行を掌るべき立場にある**権力主體**との分化が行われていなかつたためである。秩序を破壊する行動と、破壊された秩序を恢復するための行動とが、どちらも國家の實力の行使となつて現れるために、結局は強い者が勝ち、勝つた者が秩序の擁護者であつたとして通用することになる。そういう状態に置かれているために、實力のある國家はますますその實力を蓄積して、戦いに勝つ備えを固めようとする。それが名目上は「國防」のための軍備であり、實際にもまた「防衛」を目的とした武装であつても、そうした軍備をもつことそのことが、戦争への大きな誘因となる場合が少くない。寄らば斬るぞと身構えているものは、やがて、隙あ

らば斬つて先制の利を収めようとする衝動に驅られる。故に、國際強制秩序の維持という仕事を國家の手に委ねているかぎり、戦争の脅威が常に人類の身邊に迫つていてこれを免れない。

だから、さような状態から斷乎として袂別し得る唯一の道は、國際法の執行のための世界政府を作つて、國際法をば、いままでのような平盤な私法秩序の構造から、立體的な公法秩序に組織し直すことあるのみである。そうなれば、在來の國家は、もはや主權國家・獨立國家ではなくなり、少くとも聯邦内の支邦か、更にすすんでは、國家内部の地域行政區劃のごとき位置にまで低められるであろう。それと同時に、國際社會も國際法も、ともに嚴密な意味での「國際性」を喪失し、前者は世界單一の政治社會に、後者はこの世界政治社會の單一法秩序となるであろう。この世界國家の構想は、ケルゼンによつて説かれた國際法優位の單元法秩序構成の政治社會面でのコロライに外ならないのである。

前にも述べた通り、かような世界國家論は、思想としてはきわめて古い由來をもつが、それが今日改めて強く人の心に訴える所以は、單に第二次の世界大戰が人類の福祉に未曾有の破壊作用を及ぼした直後であるためばかりではない。歴史の現段階には、世界政府もしくはそれに

類似した組織を必要とする事情が、次第に熟しつつあると考えられるからである。中でも、現代の社會經濟は、國家單位の國民經濟から急速に世界經濟の段階へと發展しつつある。したがって、地球上の資源の賦存状態と、世界諸地方の特色のある生産能力と、各民族の需要の状態とを睨み合せて、世界全體の計畫經濟を確立することは、きわめて望ましいことである。しかるに、各の國家が依然として單一の政治社會として對立しつつあるのは、もはや時代錯誤であり、世界經濟の圓滑な流通を妨げる大きな障壁であるといわなければならない。故に、この際、思い切つて國家の枠を外して世界政府を樹立し、その政府の手によつて世界全體の生産と配分とを規律し、以て全人類に通ずる公共の福祉の増進を圖るべきであるといふのは、確かに一應も二應も理由のある主張であるといふことができるであらう。

しかしながら、それにもかかわらず、國際政治の動向が、いまのところこの種の構想の示す線を志向する氣配を見せる様子がないのは、現在の世界が國家を單位とする國際社會としての構造を有するといふ、動かすべからざる事實⁽¹⁾のものによるのである。

國家という組織體には、人爲的な制度が多分に含まれている。しかし、その根柢に横たわつ

ているものは、固有の傳統・習俗・言語・文化を有する民族共同體である。この民族共同體は、一方からいふと、國家の政治的統一性によつて永い歴史の過程の中に徐々に形作られたものであるが、他方からいへば、民族結合の有機性が國家的統一の基礎をなして、遠く今日に及んでいるのである。かようにして成り立っている民族が、國家としての政治的統一を保っている場合に、そこに國民意識が生れる。民族が國民としての自覺の下に統一のある活動を営むといふことは、今日といえども、あらゆる文化的建設の地盤であるといわなければならない。各の民族が、それぞれ特色のある文化國民として、その特殊性を保ちつつ、相寄り相補つて一つの世界を形作つているところに、人類文化の多様の統一が存するのである。單に文化建設の面ばかりではない。現在切實な問題となつてい世界經濟といえども、個人から世界への直接の結びつきによつてではなく、各民族の國家的統一を媒介とすることによつて、かえつて、よくその多角性と総合性を發揮することができよう。逆にいうならば、それぞれの民族國家が、その國民經濟的特殊性を維持しつつ、自助・自願の精神を以て人類全體の福祉に協力するところにこそ、世界經濟の圓滑な發展が期待され得るであらう。太平洋戦争後の東洋に、多年の懸案で

あつた新しい民族國家が續々として誕生しつつあるという事實は、民族の自主性の否定ではなく、かえつてその尊重が、依然として世界の大勢であることを物語つていゝといわなければならぬ。

これに對して今日ただちに世界國家の構想を以て國際社會の現實に臨むためには、かように強い必然性を有する民族の自主性を犠牲にする覺悟を必要とする。しかも、その覺悟は、世界中の諸民族が時を同じうして一齊に固めなければならぬ。さようなことが、一體、實際に行われ得るであろうか。否、さような提案は、そもそも現實の國際政治の上で、一體誰が行おうとするであろうか。かりに、現在最も強大な實力を有する國家の一つがその提案を持ち出そうとしたとしよう。そうして、その提案にしたがつて、世界政府の樹立ということが眞面目に考慮せられることになつたと假定しよう。そうなれば、その提案國家は、自己の抱いている經濟理念や文化政策を以て世界政治を一貫して行おうとするであろう。しかし、政治や經濟の根本理念について險しい對立の存する今日、それとは別個の信念を堅持する他の國々が、その根本の點でこれに讓歩するということは、奇蹟として以外には起り得ない。それを奇蹟以外に行い

得るものがあるとするれば、それは實力であり、武力である。かくて、現實に世界國家を作り上げようとする企圖は、結局において一つの世界制覇主義に歸著する。そこで、思想を露拂いとし、武力を後詰めとする世界單一政治經濟社會建設の企圖が、無氣味な重壓感を以て國際政治の上のしかかろうとする。それを反撥しようとする他の指導勢力が、同じ世界制覇主義の疑惑を受けることを潔しとしない以上、民族國家の自主性を尊重する現在の世界構造の建前を堅持することとなるのは、理の當然といふべきであらう。

だから、萬一不幸にして新しい大戰が起り、現存の國家の繩張りが全く破壊され、その廢墟の上に全く新たな單一政治組織を作り上げなければならなくなつた場合はいざ知らず、さような破局を極力避けつつすむ國際政治の前途ほど近くに、世界國家の姿を展望することは不可能である。いかえれば、現段階の世界構造の指導原理は、一方では、國家主權平等の原則を維持しつつ、他方では、それらの國家の中に、國際法の執行を主としてつかさどる立場が分化することを認める、國際民主主義に歸著せざるを得ないのである。

國際民主主義は、世界秩序を一舉に安泰な基礎の上に置くために、國家主權を否定し、國家

の枠を外そうとするものではない。さればといつて、國家主權を無制限に肯定することにより、國際社會を強力な國家の主權意志の跳梁にまかせて置こうとするものではない。もとよりない。その點では、國際民主主義は、ケルゼンによつてそのデイレンマを鋭く指摘され、世界史の事實がくりかえしてその失敗を實證して來たところの、國際法と國家主權の二つを並び立たしめようとする試みを、なおかつ斷念せずにつづけて行こうとする態度であるといふことができる。

ただ、今日の國際民主主義が、これまでの脆弱な國際法秩序と大いに趣を異にしているのは、諸國家の主權平等の原則を認めながら、しかも、その國家の行動の中に、國際法の執行としての意味をもつものと、そうでないものとのけじめが、最初からはつきりつくように工夫してあるといふ點である。

すなわち、すべての國家の主權國家性を否定して、その上にそそり立つ世界政府を設けないかぎり、國際法の實効性の根柢が結局やはり國家の實力に仰がれなければならないことには、昔も今も變りはない。しかし、そのために、國際法の效力を擔保すべき國家の實力行動と、國際法を破りつつある不法の武力行使との區別がつかかねるところに、これまでの國際法秩序の

致命的な缺陷があつた。そこで、今日の國際民主主義は、すべての國家が遵守すべき國際法上の準則——國際社會規範——を確立すると同時に、その準則が破られた場合、いかなる手つづきを経ていかなる制裁がその上加えらるべきかの準則——國際強制規範——を、あらかじめ別途に規定して置くという方法を採用。そうして置けば、或る國家の武力行動が、法を破る不法なのか、不法に對する制裁なのかについて、まぎれの生ずるおそれなくなるであろう。かように國際社會規範と國際強制規範との區別を裁然と立てて置けば、後者に準據する國家行動のみが、國際法の執行行為として意味づけられることとなり、それを、法的根據のない——したがつて、不法な——實力行動から明らかに識別することが可能となるであろう。

ところで、實際問題にあつてこのけじめをはつきりさせるためには、國際社會の中に、或る國家の行動が國際社會規範に違反する不法行為であることを裁定し、これに對して制裁を發動せしめる必要があることを決定する、一つの權威ある組織がなければならぬ。もしも國際社會が單一政治社會たる世界國家になれば、世界政府が當然にこの役割りを演ずる筈である。しかし、國際社會を國際社會の状態のままに据え置くところの國際民主主義の場合には、この

組織もまた、いくつかの特定國家の合議體として構成する外に、方法はない。かような合議體こそ、國際法の執行を主としてつかさどる中樞機構でなければならぬ。この機構が、國際不法行為の存否を公正に、かつ的確につきとめ、その決定にしたがつて國際法上の制裁が迅速に、かつ有効に發動するようになるかどうか、國際民主主義の下に國際法の實効性が強い裏づけを與えられたことになるか否かの分岐點である。しかも、實際上は、この合議體を構成する選ばれた國々の中でも特に強大な實力を有する國家が、議事を正しく指導し、世界秩序維持のために特に大きな責任を負うことが、平和の擔保の前提となるであろう。そのかぎりにおいて、國際民主主義は、國際法の執行について主たる責任を負う國家が、他のもろもろの國家から事實上分化して來ることを豫想する。

このことは、主權國家の平等の原則と決して矛盾するものではない。丁度、一つの國家の内部において、國民の中の適任者が選ばれて政府の要人となり、一般の國民に對して法の執行にあたるのが、すべての國民の法の下での平等の原則と何ら矛盾するものではないのと同様に、また、それは、それ以外のもろもろの國家を隷屬・卑屈の地位に押し下げる所以でもない。丁

度、政府の指令に服従する民主國家の國民が、そのために人間としての尊嚴性を寸分たりとも損われることがないのと同様に。

第二次世界大戰の末期に成立した國際聯合は、大よそ右に述べたような國際民主主義の精神に立脚しているといふことができる。したがつて、それは、世界國家の建設を目標とするものではなく、國際社會の國際社會たる現狀に即しつつ、世界國家に代つて平和の基礎を確立しようとしているのである。その意味では、カントが自己の構想した國際聯盟について認めたのと同じように、國際聯合もまた、理論としては正しいが實際にはなお實現不可能な状態にある世界國家の代用品たるの域を脱していないといわなければならない。

勿論、國際聯合は、第一次世界大戰の直後にできた國際聯盟にくらべると、色々な點ではるかに強力にその任務を遂行することができるように仕組まれている。國際聯盟が、國家間の政治的紛争を裁定し、國際平和を維持して行く上からいつてきわめて微力であり、戰爭の防止に

遂に失敗した歴史にかんがみて、國際聯合がその轍をふむまいとしている以上、そこにそれだけの進歩があることは當然である。しかし、それにもかかわらず、國際聯合の構成は決して完全ではない。むしろ、そこにはなお、聯合の使命の達成を妨げるおそれのある缺陷がある。この缺陷は、今日すでに色々な點にはつきりと現れて來ている。しからば、國際聯合もまた、代用品は代用品だけの値打ちをしか發揮することができず、平和が維持され得るとしても、それは法を以て力を規律することによつてではなく、依然として偶然的な力と力とのバランスに頼る外はないのであろうか。それとも、國際聯合の弱點を補強し、その中に盛り上げられた國際民主主義の精神を生かして、これを今後の世界秩序の支柱たらしめることが可能であらうか。全人類注視の問題の焦點がそこにある。

國際聯合は、國際民主主義の精神に立脚して、諸國家の主權平等の原則から出發する。その根本の態度を宣明しているのが、國際聯合憲章第二條の「一本機構はその一切の加盟國の主權平等の原則に基礎を置く」という規定である。國際聯合は、諸民族・諸國民を統合する平和と協力のための組織であるが、國家主權を否定し、國家の枠を外そうとする世界國家の構想を

背景とするものではないことは、この規定によつて明確に示されている。しかし、ここに認められている平等の主權とは、もとより法の拘束を超越する國家意志の至高性ではない。國家の主權は、法の上にある力ではなく、逆に、國際法の規律こそ一切の國家主權の上に位する。故に、聯合に加盟するすべての主權國家は、國際聯合憲章にかかげる國際社會規範にしたがう義務を負わねばならぬ。特に、加盟國相互の國際紛争をば平和的方法によつて解決すべきこと、他の國家の領土や獨立に對し實力による脅威を與えてはならぬこと等は、憲章第二條に規定する最も重要な、加盟國の義務に外ならない。

國際聯合は、一方では、かような意味での主權平等の原則を前提とするが、他方また、これらの國際社會規範の規定にもかかわらず平和に對する脅威が発生した場合、迅速かつ有効に安全保障の措置を実施し得るように、聯合機構の中に一つの中樞組織を設ける。それが安全保障理事會であることは、いうまでもない。勿論、國際聯合には、安全保障理事會の外にも、總會をはじめとして、それぞれ重要な任務を有する多くの機關がある。しかし、その使命が特に重く、その權限が特に大きい點で、それらの諸機關の中でも際立つた地位を占めているのは、安

全保障理事會である。その意味で、この理事會は、國際聯合の中核體としてその成否の鍵を握るものといふことができる。

國際聯合憲章第二十三條によれば、安全保障理事會は加盟國中の十一ヶ國を以て組織され、アメリカ合衆國・イギリス・ソヴィエト聯邦・フランス・中華民國は常任理事國たるべきものと定められている。聯合の第一の目的たる國際平和の確保のための有効な行動は、すべてこの安全保障理事會の決定によつて行われるのである。國際聯合總會といへども、これに對しては補助的な役割りを演ずるにすぎない。なぜならば、總會は、國際平和の維持について的一般原則を審議はするが、その審議の結果を自ら執行する機關ではなく、單に加盟國や安全保障理事會に對して勸告を行うにとどまるし（憲章第十一條）、國際紛争が現に安全保障理事會によつて取り上げられている間は、原則としてこれに關する勸告をもし得ないからである（第十二條）。かように、安全保障理事會が總會よりもはるかに優越する地位を占めている點は、國際聯合の大きな特色である。國際聯盟では、總會と理事會とに、ほぼ同様の地位が與えられていた。これに對して、國際聯合は、平和の維持についての主たる責任を安全保障理事會に負わしめ、理事

會は聯合加盟國に代つてこの任務の遂行にあたるべきものとしてゐるのである（第二十四條）。したがつてまた、安全保障理事會の決議は、聯合加盟國のすべてに對して拘束力をもつ。こゝかえれば、加盟國は理事會の決議を受諾し、かつこれを履行すべき義務を負う（第二十五條）。これらの點から見ると、安全保障理事會は、世界政府をもたない今日の國際社會において、或る程度までその缺陷を補う公式の法執行機關であると見ることができよう。

安全保障理事會のつかさどる主たる任務は、その名の示す通りに、安全の保障であり、平和の確保である。この目的のために、理事會がまず努力すべき仕事は、國際紛争の平和的解決であることはいふまでもない。だから、理事會は、紛争當事國に對して、必要に應じ平和的解決のための適當な手段によるべきことを要求する（第三十三條）。

しかし、最も重要な問題は、それらの努力にもかかわらず、現實に平和を破壊したり、侵略行為に出でたりする者があつた場合の措置である。そういう場合、安全保障理事會は、第一に、さような行為が存在するか否かを決定する（第三十九條）。つづいて、さような事態が存在すると認定した場合に、これを阻止し、事態の悪化を防ぐために、必要な各種の措置を決定し、紛

争當事國にこの決定にしたがうべきことを要求する(第四十條・第四十一條)。それらの措置を以て足りない場合には、更にすすんで武力行動を以て臨むことができる(第四十二條)。安全保障理事會の行うこれらの決定は、國際聯盟の理事會のように單なる通告の意味しかもたないものではない。その決定は、すべての聯合國に對する拘束力をもつ。したがつて、聯合加盟國は、その決定を受諾し、これを實行し、必要な場合には共同して武力制裁に協力する義務を負わねばならぬ。故に、これらの一聯の規定は、國際聯合によつて定立された國際強制規範であり、それによつて、國際社會規範に違反する不法の武力行使と、これに對して法を執行するための武力制裁とが、明らかに區別され得るようになってゐるのである。

それでは、かくのごとくに重大な意味をもつところの安全保障理事會の決定は、いかにして下されるか。國際聯合は、この問題についても、國際聯盟に比して原理的には大きな進歩を示した。しかし、今日、國際聯合がはたして安全保障の機構として充分に有効に活動し得るか否かが疑われている所以が、その進歩にもかかわらず、正にこの點に存するということは、誠に遺憾であるといわなければならない。

すなわち、國際聯盟の場合には、理事會の決定は原則として全會一致を必要とした。だから、ただ一國の反對があつても、決定を下すことが不可能とならざるを得なかつた。その結果、聯盟理事會は、重要な問題について何ら積極的な措置を講ずることがきなかつた。これに反して、國際聯合の安全保障理事會の決定は、多數決によつて下される。聯合憲章第二十七條の規定によれば、安全保障理事會が決議を行うためには、總數十一の理事國のうち七理事國の賛成のあることが必要とされる。これは、約三分の二の多數にあたる。そこに、決議の慎重を期する精神と、多少の反對を押し切つても必要な措置を採用し得るようにもしようという趣旨とが、併せ盛られてゐるのである。全會一致を要件としては、小田原評定に目を暮らしても、重大な問題について決定に到達することはむすかしい。なぜならば、問題が重大であればあるほど、利害の對立が著しくなり、全理事國の意見の一致を見る見込みがなくなるからである。それを、約三分の二の多數で事を決し得るものとしたのは、確かに聯合憲章の聯盟規約に對する大きな進歩であるといふことができる。

しかし、問題は、その必要な賛成七票の内容である。これについては、憲章第二十七條は、

手続き上の事項とそれ以外の事項とを區別し、前者の場合には、單に七理事國の賛成を要件としているのに反して、後者の場合には、「常任理事國の同意投票を含む七理事國の賛成投票」を必要とするものと規定する。手続き上の事項といえども重要でない譯ではないが、それよりも遙かに重要で深刻なのが「それ以外の事項」に屬することは、いうまでもない。しかも、侵略行為の有無とか、事態の悪化を防止する措置とか、斷乎たる武力制裁の發動とかいう最も重大な問題については、アメリカ合衆國・イギリス・ソヴィエト聯邦・フランス・中華民國の五常任理事國の意見が合致しないかぎり、有效な決定に到達できないのである。いいかえると、これらの五大國は、安全保障理事會の決定について、常に「拒否權」を行使することができるのである。しかるに、複雑・微妙な國際的大問題について五大國の見解の一致を期待することの困難さは、全會一致を期待することの至難さと、實際には大差ないといわなければならない。そうして、もしもそれがそうであるとすれば、國際聯盟の全會一致主義を棄てて多數決原理を採用した國際聯合の苦心も、實際の運用の上では見るべき進歩を意味し得なかつたということになるおそれがある。國際聯合の活動の効果について今日早くも抱かれつつある疑惑が、主とし

てこの缺陷に胚胎することは、周知の通りである。

元來、民主主義の運用は多數決によるのが一般の原則である。社會の構成員のなるべく多數の意見を徴し、對立する意見の中のどれを採用するかを多數決によつて定めるといふのが、民主主義の定石である。しかりとすれば、國際民主主義の精神を基調とする國際聯合としても、最後まで多數決主義を以て終始するのが、一貫した態度であるといわなければならない。勿論、重大な國際問題について、國際政治の上に主要な役割りを演ずる國々の間に意見の一致を見ることは、最も望ましいことである。しかし、もしもそれが求めて得難い事柄であるとすれば、しかも、安全保障理事會の迅速・積極の活動が國際聯合の任務の達成に何よりも大切であるならば、理想の要求よりも現實の必要を重んじて、理事會のすべての決定を、單なる十一分の七の多數決によるものと定めるべきであつたと思われる。聯合憲章の修正は、總會總構成國の三分の二の多數で採擇せられ得ることになつてゐるが、これについても、安全保障理事會のすべての常任理事國を含む總加盟國の三分の二の批准が必要とされるから（第八八條）、この點の規定の改正はおそらく至難であらう。しかし、不幸にしてこの缺陷のために將來の聯合の活

動が痲痺状態に陥るおそれがあるとすれば、國際社會全體の輿論によつて何らかの打開の道、を講すべきであらう。なぜならば、國內民主主義が「國民の總意」を基礎とするがごとくに、國際民主主義もまた「全人類の總意」をこそその運用の基礎とすべきものだからである。

六

國際聯合によつて具體化されつつある國際民主主義は、戦争の防止と平和の保障とを第一の目的とする。

勿論、國際聯合は戦争の防止だけを唯一の目的としている譯ではない。聯合憲章第一條によれば、國際聯合の目的は四つある。その第一は、國際平和および安全の維持である。第二は、各國間の友好關係の促進である。第三は、經濟的・社會的・人道的問題についての國際協力の達成である。第四は、國際的共同活動の中樞機構を形作ることである。しかし、これらの四つの目的のうち、第二および第三は、現在のところでは國際平和にともなう副次目的たる地位に置かれているといつて差しつかえない。更に、第四の、國際的共同活動の中心を形作るという

目的は、國際聯合の組織化そのものによつて達成されている譯であるから、特に獨立の目的としてかかげるまでもないといふことができる。とすれば、聯合存立の最大・最高の目的は、第一の國際平和および安全の維持に歸着するといわなければならない。

目的の面から見た國際聯合のこの性格は、そのままに聯合の組織の上にも現れている。國際聯合の主要な機關は、總會・安全保障理事會・經濟社會理事會・信託統治理事會・國際司法裁判所および事務局である(第七條)。しかし、前にも述べた通り、その中で最も重要な役割りを演ずるものは、安全保障理事會である。その他の二つの理事會のうち、經濟社會理事會は經濟的・社會的・人道的問題についての國際協力の促進にあたり、信託統治理事會は信託統治に關する事務を處理する。ともに聯合の重要な機能を分掌するには相違ないが、その政治的比重においてはもとより安全保障理事會に及ばない。また、總會は、國際聯合の活動の全般にわたつて論議・検討を行う権限を有するけれども、安全保障理事會のように平和と安全の維持について或る程度の機能を營むことが期待されるが、政治的な問題の解決は擧げて安全保障理事會の

決定に委ねられざるを得ないであろう。故に、國際聯合は、事實上安全保障理事會を中心とする國際平和機構である。聯合の全生命は、かかつてこの理事會による國際安全保障の成否に存するといつても、決して過言ではない。

かように、國際聯合が國際平和の維持にその目的論的性格の全焦點を集中しているのは、國際社會の現實から見て、もとより當然である。國際社會は、あまりにも秩序の破れ易い社會である。少くとも、いままでの國際法は、あまりにも脆弱な秩序であつた、したがつて、國際政治にとつては、秩序の安定・平和の維持ということほど大切な理念はない。何はともあれ秩序を維持するということは、今日の國際社會を支配する一つの「定言命令」である。國際民主主義が、したがつて國際聯合が、他の問題をあと廻しにしても、平和の確保といふ目的にむかつて全智能をしぼり、全精力を傾注しているのは、正にしかあるべき態度であるといわなければならぬ。

しかしながら、一般に民主主義についていうならば、民主政治の目的は決して單なる「秩序の維持」のみにかぎられている譯ではない。民主主義は、決してただ、秩序さえ安定していれば

ばそれでよいとして満足しているものではない。事實また、秩序の安定という役割りからのみ見るならば、民主主義の外に政治の方法がない譯ではない。西洋中世の神權政治は數百年にわたつて社會の秩序を安定せしめた。日本の封建政治は、徳川三百年の平和を保つことに成功した。それにもかかわらず、神權政治や封建主義が排斥せられ、民主主義が世界普遍の政治の指導原理となるようになって來たのは、民主主義の求めるものが決して單なる秩序の安定ではなくて、「常に進歩する秩序」だからである。民主主義は、秩序を重んずるが、單に固定した秩序を重んずるのではなくて、秩序を通じて常に秩序以上の高い理念を追求してやまないものである。その理念とは何か。それは外でもない。社會公共の福祉の實現であり、すべての人間にとつて人間らしい生活を保障するという目標である。民主主義は、「人民の政治」であり、「人民による政治」であるという。しかし、それだけではない。民主主義の最高の目的は、「人民のための政治」たる點にある。それは、もとより、人民の中の少數のため、一部の階級のための政治ではなく、人民すべてのための政治でなければならぬ。民主主義のかかげる人間平等の理念は、窮極においては、政治のもたらす福祉享有の平等である。民主主義は、この理念をかかげること

によつて尊く、この目的に奉仕することによつてのみ、公法秩序における人類普遍の原理たるに値する。

民主主義は、常に人間の平等を目ざし、社會的配分の公正を志向して發展する。したがつて、その法秩序は、固定・硬直した秩序ではなくて、流動・進展する組織である。いかにすれば公共の福祉を増進せしめ得るか。どうすれば配分の關係を公正に規律して行くことができるか。そういう問題について國民が活潑な言論をたたかわせ、あるいは現状を大いに改革し、事情に應じては保守勢力に政治指導の實權を委ねることもできるような、高度の弾力性を備えた秩序たることが、民主國家の法の卓越した特色であるといわなければならぬ。

しかるに、この點についての視野を國際政治の面にまでひろめて行くと、そこに、國內政治とは大いに趣を異にした事情の存することが知られるであろう。

というのは、國家を單位として構成された國際社會は、國土の廣狹、資源の多寡から見て、きわめて不公平な配分關係に立脚している。したがつて、いつの世にも、現状について深刻な不滿を抱く國家の絶えることがない。しかしながら、一つの國家を満足せしめるような現状の

變更は、直接に、かつ具體的に他の國家の利益を侵害することなしには行われ得ない。それ故に、國際社會で一たび現状の變更を認めるとなると、そこに必ずかぎりない紛争が起る。そうして、その結果は、ほとんど不可避免的に戰爭にまで發展する。國際社會での大きな現状の變更は、これまで、ほとんどすべて直接・間接に戰爭を通じて行われた。だから、現状の變更をあえて斷行しようとする國家は、直接の武力行使によるか、しからずんば武力を背景とする強壓外交によつて、その目的を達成して來たのである。しかし、さような方法による現状の變更は、國際配分の關係を公正化する代りに、ますますその不正を増大せしめるという結果を招く。故に、現段階における國際政治は、よしんば國際配分の現状がいかに不公平であるにしても、戰爭は絶対に防止されなければならないという定言命令にもとづいて、國際社會のスタトス・クオをできるだけ動かすまいとする方針に歸著しつつある。今日の國際法においては、武力を背景とする現状變更の企圖はすべて「平和の脅威」であり、武力に訴えての現状の打破はすべて「侵略行動」である。しかも、そうした方法に訴えないでの現状の變更は、事實上ほとんど不可能である以上、國際法秩序はいきおい靜止・固定した秩序とならざるを得ない。そこに、

いかに同じ民主主義を基調としようとしても、国際法秩序がこの重大な一點において國內法秩序と著しくことなる相貌を呈せざるを得ない所以がある。

しかしながら、民主主義の根本精神は普遍・人類主義である。國家の發展、民族の隆昌は、その手段であり、その中間段階たるべきである。したがつて、公共の福祉の享有を全人類に及ぼすことは、民主主義の永遠の理想でなければならぬ。普遍・個人主義の立場からいえば、絶對・至高なるべき個人價値の平等は、國境を越え、民族のへだてを絶して、世界全體にまで押しひろめられなければならぬ。そうであるとすれば、國際民主主義は、單なる現状維持によつて固定した平和を維持することに満足すべきではない。しかも、領土や資源の關係において國家間の配分關係を變更しようとするのが、平和の確保という觀點から見ても手をふるべからざるタブウであるとすれば、「國家」の間の配分の關係は動かすべからざるものとして置いて、別の方面から「人間」の間の配分の公正を圖らなければならぬ。それには、世界經濟の綜合計畫を確立し、世界全體の生産・配給・消費の關係を圓滑に統制し、全人類の境遇を人間の人間らしい生活水準にまで高めるように努力して行くという一途あるのみである。いいかえれば、

政治單位としての國家の枠はそのままにして置いて、經濟に關する全世界の計畫中樞・指導本部を設け、各國家の經濟活動にそれぞれその處を得しめるといふ工夫が必要である。それなくしては、いかに安全保障理事會を中心とする國際強制秩序を強化しても、眞の恒久平和の基礎を確立することは覺束ないといわなければならない。その意味からいつて、國際聯合の經濟社會理事會は、安全保障理事會に對する單なる副次的存在たる立場にとどまることなく、將來すんで世界計畫經濟の中樞たる積極的な政治機能を發揮することが望まれる。

およそ、法には二つの根本の任務がある。一つは社會秩序の維持であり、他の一つは公正な配分の實現である。正しい秩序は、これら兩者を併せ含むものでなければならぬ。現在の國際聯合が、國際社會においてこれら二つの法の任務をどこまで遂行し得るかについては、なお幾多の疑問がある。しかし、國際政治の諸問題を處理する原理が國際民主主義以外にはないとすれば、滑り出しから難航をたずけつつある國際聯合を補強し、その缺陷を修正して、この任務を遂行するだけの力をもつたものに仕上げて行くより外に道はない。それは、大規模な戰爭を自ら戦い抜くだけの力をもたない地球上の大多數の國家——その中には、第二次大戰の戦敗

12164

數の政治と理の政治

二三四

國はもとより、多くの戰勝國も含まれている——にとつては、文字通り死活の問題である。それらの諸國民が、安んじて世界經濟の建設に協力し、各自の特質を發揮して人類文化の發達に寄與し得るためには、國際聯合が正しい世界秩序の確乎たる支柱となること、根本の前提となる。現在の日本には、この問題について何ら正式の發言權もないが、本來自由な學問および思想の世界では、これに對して今から研究と批判とを重ねて置くことを怠つてはなるまい。

數の政治と理の政治



定價 九拾五圓

昭和二十三年 四月 十日 印 刷
 昭和二十三年 四月 十五日 初版發行

著 者 尾 高 朝 雄

發行者 古 川 敬 次

印刷者 加 藤 松 次

發行所 株式會社 東 海 書 房

東京都中野區江古田三ノ一二二三
 出版協會會員番號A一二〇〇二六
 振替 東京 一九五二七〇

東海印刷所印刷

配給元 東京都千代田區神田淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

東海叢書

17007
た

- | | |
|---------|---------------|
| 金子馬治著 | 哲學概論 |
| 出隆著 | ソクラテス以前 |
| 佐竹哲雄著 | 現象學入門 |
| 橋高倫一著 | 哲學の生成 |
| 金子武藏著 | 倫理學概論 |
| 田中美知太郎著 | ギリシヤに於ける學の形成 |
| 千輪浩著 | 現代心理學 |
| 樫山欽四郎著 | 辯證法の研究 |
| 松村武雄著 | 神話と歴史 |
| 和歌森太郎著 | 日本民俗學概説 |
| 松村武雄著 | 言語と民俗 |
| 肥後和男著 | 日本に於ける原始信仰の研究 |
| 尾高朝雄著 | 數の政治と理の政治 |
| 佐藤弘著 | 經濟地理學原論 |
| 三上義夫著 | 日本數學史 |
| 平田寛著 | 科學史序説 |

310.4

0.17

310.4
0.17

